

第1834号
令和6年3月15日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎最高裁判所判例要旨 1

(民事)

- 1 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は同市に対し当該当選人を唯一の所属議員とする会派の行った大阪市会政務活動費の交付に関する条例(平成13年大阪市条例第25号)5条所定の政務活動に関し不当利得返還請求権を有するか

- 2 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は同市に対し上記議会の議員として行った活動に関し不当利得返還請求権を有するか

(令和4年(行ヒ)第317号・令和5年12月12日 第三小法廷判決 破棄自判)

- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号)1条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置、平成25年度及び平成26年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例並びに平成25年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例について定める部分と憲法25条、29条

(令和4年(行ツ)第275号・令和5年12月15日 第二小法廷判決 棄却)

◎記事 2

- 人事異動(2月18日～3月1日)

◎最高裁判所規程 3

- 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程の制定について
- 裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程

◎法律等 4

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について

最高裁判所判例要旨

民事

- 1 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は同市に対し当該当選人を唯一の所属議員とする会派の行った大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）5条所定の政務活動に関し不当利得返還請求権を有するか
- 2 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は同市に対し上記議会の議員として行った活動に関し不当利得返還請求権を有するか

令和4年（行ヒ）第317号
 令5・12・12三小判 破棄自判
 民集77巻9号本誌1830号

- 1 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は、同市に対し、当該当選人を唯一の所属議員とする会派の行った大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）5条所定の政務活動に関し、不当利得返還請求権を有することはない。
- 2 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は、同市に対し、上記議会の議員として行った活動に関し、不当利得返還請求権を有することはない。

（2につき補足意見及び反対意見がある。）

- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）1条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置、平成25年度及び平成26年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例並びに平成25年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例について定める部分と憲法25条、29条

令和4年（行ツ）第275号
 令5・12・15二小判 棄却
 民集77巻9号本誌1830号

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）1条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置、平成25年度及び平成26年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例並びに平成25年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例について定める部分は、憲法25条、29条に違反しない。

（補足意見がある。）

記事

◎人事異動

定年退官

横浜地方・家庭裁判所川崎支部判事 甲良充一郎
(2月18日)

鹿児島地方・家庭裁判所判事

横浜地方裁判所判事 小泉満理子
(2月20日)

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

東京高等裁判所判事 杉山正明

依願退官

東京地方・家庭裁判所立川支部判事 田尻克巳
(以上2月22日)

定年退官

名古屋高等裁判所判事 後藤 隆
(2月23日)

定年退官

横浜地方裁判所長 足立 哲
(2月26日)

横浜地方裁判所長

東京高等裁判所判事 大竹昭彦

東京高等裁判所判事

名古屋高等裁判所判事 筒井健夫

名古屋高等裁判所判事

津地方・家庭裁判所長 中村さとみ

津地方・家庭裁判所長

東京地方裁判所判事 市原義孝

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事 衣斐瑞穂

(以上2月27日)

事務総局総務局付

神戸地方・家庭裁判所尼崎支部判事補 長岡 慶

事務総局人事局付

神戸地方・家庭裁判所尼崎支部判事補 金子慧史

事務総局民事局付

那覇地方・家庭裁判所判事補 佐藤壮一郎

神戸地方・家庭裁判所姫路支部判事補 鈴木新星

東京地方裁判所判事補 溝口翔太

事務総局刑事局付

青森家庭・地方裁判所弘前支部判事補 渋谷俊介

事務総局家庭局付

長野家庭・地方裁判所判事補 吉原裕貴

福井簡易裁判所判事兼大野簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事 村上政司

金沢簡易裁判所判事

名古屋簡易裁判所判事 竹内 亨

(以上3月1日)

最 高 裁 判 所 規 程

《民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程の制定について》

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程（令和六年最高裁判所規程第二号）が制定されました。この規程は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第十五号）、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第十七号）により、暫定保全措置命令の執行等認可決定手続、暫定保全措置命令に係る違反金支払命令手続、国際和解合意及び特定和解の各執行決定手続が創設されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

この規程は、令和六年四月一日から施行されます。

◎民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程

（令和六年二月一四日 最高裁判所規程第二号）

（本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。）

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

◎民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添のとおり

◎裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程

（令和六年二月一四日 最高裁判所規程第四号）

裁判所職員健康管理規程（昭和五十二年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方裁判所（管轄区域内の簡易裁判所及び檢察審査会を含む。）の項及び家庭裁判所の項中、「事務局人事課長」を「事務局人事課長とし、最高裁判所が別に定める庁にあつては最高裁判所が別に定める官職」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

法律等

《裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について》

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案が、二月十三日に第二百十三回国会に提出されました。この法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少するものです。法律案の主な内容は、事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のこどもの共育で推進等を図るため、裁判所事務官を四十四人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を七十五人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十一人減少しようとするものです。

(法律案条文は電子決裁システム等により配信済み。)

